

焼津市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託仕様書

本業務の仕様は以下のとおりとする。

1 設置する機器の仕様

(1) 機器の構成

焼津市新庁舎内において、下表の内容のとおり機器等を設置すること。

【窓口番号案内システム構成表】

用途	機器	数量
受付用	① 番号発券機（タッチパネルモニター、プリンター）	3
証明書交付用	① 証明書交付用操作機	1
	② 証明書交付用番号表示モニター (40インチ×2、27インチ×1)	3
届出用	① 届出用操作端末	21
	② 届出用番号個別表示機	21
	③ 届出用表示モニター	2
	④ 職員確認用モニター	3
広告用	① 広告放映モニター	2台以内
その他、当該システムの安定稼働に必要な機器		一式

※各機器の詳細な設置場所については、別添②「新庁舎レイアウト図」を参考のこと。

なお、各モニターの並び順は協議の上、決定するものとする。

(2) 各機器の仕様

各機器の仕様は以下のとおりとする。

ア 受付用

① 番号発券機（タッチパネルモニター、プリンター）

(ア) 来庁者が手続内容に応じてタッチパネルを操作することにより、発券番号及び発券番号を区別するためのバーコード等が印刷された札（以下「番号札」という。）を発券することができること。

(イ) タッチパネルモニターの大きさは、21インチ程度であること。

(ウ) 番号札を発券するプリンターは、単体型であること。

- (エ) タッチパネルモニターには、複数の業務名及び各業務の待ち人数を表示することができること。
- (オ) 画面の階層化ができること。
- (カ) 設置後、必要に応じ、職員が容易に表示内容を変更できること。
- (キ) 画面表示は、日本語を含め複数の言語に対応すること。
- (ク) 渡り機能（一枚の番号札で複数の窓口業務に対応する機能）を有すること。
- (ケ) 発券と同時にチャイム等により担当職員向けの呼出しができること。
- (コ) Webサイトによりリアルタイムの待ち人数が確認できること。

イ 証明書交付用

① 証明書交付用操作機

- (ア) 本体はノートPCとし、USB接続が可能なバーコードリーダーをつけること。
- (イ) 番号札に印刷されたバーコード等をバーコードリーダー等により読み取り、その番号を証明書交付用番号表示モニターに表示することができること。
- (ウ) 番号表示と音声及びチャイムによる呼出しを行うことができること。
- (エ) 読み取った番号を証明書交付用番号表示モニターに順次表示することができ、最大表示数を超えた場合は、最大表示画面とそれを超えた番号の表示画面を交互に表示することができること。
- (オ) 任意の番号を選択して呼び出すことができること。
- (カ) 証明書交付用番号表示モニターに表示している内容を確認することができること。

② 証明書交付用番号表示モニター

- (ア) 証明書交付用操作機からの番号呼び出し操作に連動して番号を表示する。画面表示内容については、協議の上決定するものとする。
- (イ) 天井吊り下げの薄型モニターを2台用意し、画面サイズは40インチ程度でモニター正面側に外付けのスピーカーがついたものとする。ただし、モニター下部にスピーカーを設置することは不可とする。
- (ウ) 証明証交付カウンター上に設置するモニターを1台用意し、画面サイズ27インチ程度とする。
- (エ) 設置に当たっては、落下防止等の安全対策を十分に講じること。

ウ 届出用

① 届出用操作端末

- (ア) 本体は、画面サイズが6インチ程度のタッチパネル式タブレットであること。
- (イ) 呼び出す番号を選択し、その番号を届出用番号個別表示機及び届出用表示モニターに表示するとともに、音声及びチャイムによる呼出しを行うことができること。
- (ウ) 通信は無線とすること。
- (エ) 呼び出す番号の受付窓口が分かるように、特定の届出用番号個別表示機に表示することができること。
- (オ) 一つの届出用番号個別表示機を複数の届出用操作端末で共用することができること。
- (カ) 発券番号ごとの業務と待ち時間が表示できること。
- (キ) 呼び出し時に不在であった番号の保留機能を有すること。また、任意の番号を選択して呼び出すことができること。
- (ク) 渡り機能（一枚の番号札で複数の窓口業務に対応する機能）に対応し、渡り先業務の追加・削除ができること。

② 届出用番号個別表示機

- (ア) 届出用操作端末に連動して呼び出した番号を表面に表示するとともに、音声による呼び出しができること。また、消音を含めた音量調節ができること。
- (イ) 裏面に現在の受付番号、待ち時間・人数など複数の情報が表示できること。
- (ウ) 呼出用スピーカーは機器と一体であること。

③ 届出用表示モニター

- (ア) 各届出用操作端末からの番号呼び出し操作に連動して番号を表示し、また、業務別の待ち状況及び呼出状況を表示することができること。
- (イ) 天井吊り下げ、薄型で画面サイズは40インチ程度でモニター正面側に外付けのスピーカーがついたものとする。ただし、モニター下部にスピーカーを設置することは不可とする。画面表示内容については、協議の上決定するものとする。
- (ウ) 設置に当たっては、落下防止等の安全対策を十分に講じること。

④ 職員確認用モニター

- (ア) 業務ごとの待ち状況や処理状況を表示し、また、番号発券機と連動した職員向けの呼び出し機能を有すること。
- (イ) 天井吊り下げ、薄型で画面サイズは40インチ程度でモニター正面側に外付けのスピーカーがついたものとする。ただし、モニター下部にスピーカーを設置することは不可とする。画面表示内容については、協議の上決定するものとする。

(ウ) 設置に当たっては、落下防止等の安全対策を十分に講じること。

オ 広告用

① 広告放映モニター

(ア) 天井吊り下げ、薄型で画面サイズは40インチ程度でスピーカーがついたものとし、画面表示内容、設置箇所及び数量は、協議の上決定するものとする。

(イ) 機器の設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

(ウ) 放映時間は、窓口業務時間内とする。

(エ) 業務に支障のない音量設定とする。ただし、必要に応じて市が音量調整を行うことができるものとする。

(オ) 全放映枠のうち、20%以上の行政情報枠を確保すること。

(カ) 市から提供する映像等をもとに行政情報を編集し、広告と組み合わせて放映すること。ただし、放映する映像は、あらかじめ市の審査を受けるものとする。

カ その他

(ア) 無線通信を利用した機器は、無線の干渉等による誤作動を防ぐための対策をすること。

(イ) 電源系統を可能な限り集約すること。

(ウ) 待ち時間及び処理時間等の集計データをCSV形式により日報及び月報単位で出力できること。

(エ) システム稼働中の急な停電時にもシステムを正常に終了することができるよう、必要な対策を講じること。

(オ) 各機器の設置においては、新庁舎建設工事施工者と必要な協議を行うこと。

(カ) 各機器の設置において、台やラック等が必要な場合は受託者にて用意すること。

2 広告放映料

広告放映料（広告放映モニターによって広告映像等を放映する対価）については、提案によるものとする。

3 広告の審査、放映条件等

(1) 広告放映モニターにより放映することができる広告は、広告主、広告内容等を焼津市広告掲載審査委員会において審査し、許可後に掲載することとする。焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号）の内容に適合しないものは、掲載できない。

- (2) 掲載する広告の募集に当たり、受託者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることがないように十分配慮すること。

4 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に市と協議の上、年度ごと、項目ごとの業務計画書を作成し、市に提出し承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。なお、記載事項に変更が生じた場合は、その都度、速やかに市に文書で通知し、承認を得ること。
 - ① 業務実施方針
 - ② 業務実施工程
 - ③ 業務実施体制表及び組織図
 - ④ 管理責任者、主たる担当者及び担当者の業務分担
 - ⑤ 協力事業者がいる場合は、協力事業者の概要及び担当技術者の業務分担

5 緊急時の対応

- (1) 故障その他の理由によりシステムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状況に復元できるよう、修繕又は代替機の設置等の対応を実施すること。
- (2) 正常な稼働状況に復元するための費用は、受託者が負担すること。

6 研修等の実施

- (1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。
- (2) 当初導入以後、市の要請に応じ、契約期間中に実施する研修等を計画すること。
- (3) 機器の使用方法等に関し、適宜、指導・助言を行うこと。
- (4) 研修等の実施に当たって必要となる費用は、受託者が負担すること。

7 契約期間満了時の機器の取扱い

契約期間満了時には、原則として設置したすべての機器を受託者の負担で撤去すること。

8 契約の解除

市は、次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、設置した機器等の取り扱いについては、市の指示に従うこと。

- (1) 受託者が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと市が認めるとき。
- (2) 市が契約について受託者の不正の事実を発見したとき。
- (3) 受託者が故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。

9 その他

(1) 本事業に係る費用負担

システムの設置、修理、撤去等に係る費用及び導入後のシステム運用に係る一切の消耗品は、受託者が負担するものとする。また、設置後における機器等の移設、増設に係る費用は、市と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) 設置場所等

機器の設置場所は、庁舎内の施設や機器に支障のない場所とし、市と協議の上、決定する。

(3) 秘密の保持

受託者は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び市の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(4) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

(5) 疑義

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者が協議して定める。また、協議後は受託者において記録簿を作成し、相互に確認すること。